

ニューゴルフプラザ幕張利用約款

(約款の適用)

第1条 ニューゴルフプラザ幕張(以下「当練習場」という)を利用する方(以下「利用者」という)は、快適で安全なプレー(ご練習)の為、本約款に従うものとします。

(利用の申し込みと成立)

第2条 利用者は、当練習場フロントまたはATM入金機にて専用のICカードを作成頂きます。それにより当練習場の施設利用をお引き受けいたします。

ただし、利用引き受け後であっても、下記4項の適用によりご利用をお断りすることがございます。

- (1)天災、その他やむを得ない事情により施設をクローズするとき
- (2)混雑や満員により、入場制限の必要があると判断したとき
- (3)利用者が暴力団、暴力団員等の反社会的勢力と認められるとき(同伴者を含む)
- (4)当練習場を利用されることが好ましくない事由があるとき、その他当社が定める規約に違反したとき

(営業時間・休業日他)

第3条 当練習場施設の営業時間(休業日)は、別に定めるところによります。

ただし、臨時的に営業規模の縮小や変更を行なうことがございます。

(ゴルフバッグ・クラブ等携帯品・貴重品その他所持品の管理・自動車)

第4条 当練習場施設内における貴重品その他の携行品等の盗難、取り違い、損害などについて一切の責任は負いません。

また、駐車場内における自動車・自転車等の盗難・事故等についての一切の責任も負いかねます。

(利用者の危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第5条 利用者は、他の利用者に迷惑をかけないようマナーを守り、自己の責任において当練習場を利用するものとします。

当練習場の禁止行為については利用規約に定めます。

(新型コロナウイルス感染症)

第6条 新型コロナウイルス感染症防止策において、当練習場の利用約款と異なる事例においては感染防止策を優先するものとします。

【附則】この約款に定めるもの以外の事は、利用者との競技の上決定いたします。

(2021年7月11日改訂)